

平成25年度 第2回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事概要

1 会議の名称 平成25年度第2回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

2 開催日時 平成26年3月26日（水）午前9時30分から午前11時20分

3 開催場所 千葉市中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

4 出席者 【委員】

太田俊己委員（専門分科会長）、松坂吉則委員、池田孝子委員、小野満佐子委員、
山崎淳一委員、木村章委員、中溝明子委員、畠山一雄委員、日暮規夫委員、堀内利男
委員

【事務局】

川上こども未来局長、片桐こども未来部長、齊藤こども企画課長、渡邊健全育成課長、
丸山こども家庭支援室長、松尾保育支援課長、岡崎保育運営課長補佐、
高須児童相談所長、伊藤担当課長

5 議題及び報告事項

議題 里親認定の適否について

報告事項 （1）里親の登録更新について

（2）里親の辞退について

（3）処遇検討部会の開催状況について

（4）児童福祉専門分科会（仮称）設置認可部会の新設について

（5）「（仮称）千葉市こどもプラン」の策定について

6 議事の概要

議題

里親認定の適否について【非公開】

事務局から、養育里親3件、専門里親2件の里親候補者について説明があり、それに対し、
各委員から里親候補者の状況について等、質問が示された。審議の結果、「適格」として答申

することを決定した。

報告事項

(1) 里親の登録更新について【非公開】

事務局から、養育里親27件、専門里親5件の里親の登録更新について説明があり、それに対し、委員から更新の判断基準について質問が示された。

(2) 里親の辞退について【非公開】

事務局から、3件の里親の辞退について報告があった。

(3) 処遇検討部会の開催状況について【非公開】

事務局から、処遇検討部会の開催状況について報告があった。

(4) 児童福祉専門分科会（仮称）設置認可部会の新設について

事務局から、（仮称）設置認可部会の新設について報告があった。

(5) 「（仮称）千葉県こどもプラン」の策定について

事務局から、「（仮称）千葉県こどもプラン」の策定について報告があった。

7 会議の経過

司 会： 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、只今から、平成25年度第2回千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の大町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

机上にお配りしたのは、次第、委員名簿、座席表、資料1の議題、里親認定の適否について、資料2の報告事項（1）里親の登録更新について、資料3といたしまして、報告事項（2）里親の辞退について、それから資料4といたしまして、報告事項（3）処遇検討部会の開催状況について。以上の4点の資料を配付してございます。

それから資料5及び資料6につきましては、事前に配付させていただいておりますけれども、今日お持ちでない方は事務局にお申しつけください。

なお、資料1から資料4につきましては、個人情報保護の観点から、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承くださいようお願いいた

します。

また、事前にお送りしております本分科会の開催通知では、「子ども子育て新制度にかかる条例制定について」という議題を予定しておりましたが、条例の国基準案についてまだ確定したものが国から示されておりませんので、本市においても条例案を作成することができないため、本日の議題には入っておりません。次回以降の議題とさせていただきますので、ご了承ください。

当会議の公開及び議事録の公表でございますが、里親及び里子に関する事項と処遇検討部会の開催状況につきましては、平成12年の当分科会におきまして原則非公開の決定をいただいております、今回は、議題の里親認定の適否について、報告事項（１）から（３）に関することにつきましては非公開とさせていただきます。

続きまして、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員15名のうち、10名の出席予定となっております。お二人遅れて参加するということになっております。このため、当分科会委員の過半数に達しておりますので、千葉市社会福祉審議会運営要綱第4条第2項の規定により準用する千葉市社会福祉審議会条例6条3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、千葉市小中学校長学校運営協議会、伊藤委員と、千葉市小中学校長学校運営協議会の鈴木委員、千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官、織田委員、千葉市医師会の今田委員、千葉市PTA連絡協議会副会長の斉藤委員につきましては、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

ここで、今回、千葉市社会福祉審議会の委員の変更がありまして、当分科会におきましても、1名の方が変更となりましたので、新たに委員となられました方のご紹介をさせていただきたいと存じます。お名前をお呼びさせていただきますので、恐縮でございますが、その場で一旦ご起立いただきますよう、お願いいたします。

千葉市民生委員児童委員協議会副会長の池田孝子様でございます。

池田委員： 池田でございます。よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

それでは、まず初めに、川上こども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

川上局長： 皆様おはようございます。

分科会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は委員の皆様方には年度末の大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方には日ごろから本市の児童福祉の充実、向上のために多大なるご尽力、お力添えを賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の会議では、社会的養護の観点から重要な案件でございます、里親認定の適否についてご審議をいただきます。本分科会でご審議いただきまして、養育里親、専門里親として認められますと、児童福祉法施行規則によりまして、養育里親5年間、専門里親2年間を有効期間として、本市の里親名簿に登録されることになります。

この案件の他に、本日は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、当分科会の下に部会を新設すること。それと平成27年度以降の子どもに関する施策を体系的、総合的に推進する新たな計画として策定を予定しております、(仮称) 千葉市こどもプランについても報告をさせていただきます。

また、今月18日で第1回の定例会が閉会いたしまして、来年度の予算とか関係する条例案などが可決成立いたしました。その中で、こども未来局の所管ではございませんけれども、子どもに関する重要な事項として一つご報告いたしますと、近年は大変深刻な状況でございますいじめ問題、これへの対応いたしまして、教育委員会にいじめ等の対策及び調査委員会、併せて市長部局にいじめ等調査委員会、これを設置する条例が可決されました。

いじめ防止対策の審議、あるいは事実関係の調査、こういうことに市長部局と教育委員会が一体となって取り組む、こういうことになりました。子どもを取り巻く環境、大変厳しく複雑化しておりまして、これなどもその一例だと思いますけれども、どうか委員の皆様方には、この分科会でそれぞれご専門の立場から忌憚のないご意見を頂戴いたしますとともに、次代を担う子どもたちの育成支援のために、さらなるご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。今日はよろしく申し上げます。

司 会： 続きまして、当分科会の太田会長様より、ご挨拶をいただきたいと存じます。

太田会長： 年度末のお忙しいところ、貴重な時間の中、出席いただきましてありがとう

ございます。会長の太田でございます。池田委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

新聞報道等を騒がしておりますけれども、ベビーシッターに関することに関しましては、関係の皆様に関しては、本当に悲しいじくじたる思いを重ねておるのではないかと思います。それを考えるにつきましても、子どもを取り巻く状況、子育て中のご家庭を取り巻く状況、その深刻さというものを思わざるを得ないかということを感じる次第でございます。

子ども・子育て会議のほうも月曜日に開催されまして、新制度に直結する事柄につきましましては、そちらの会議で検討いただくと。この分科会は、先ほど局長さんもおっしゃっていただいたように、子どもに関係する事柄、また従来から児童福祉に関する重要事項に関して、この場で審議しております。

また、本日は先ほどご紹介ありましたとおり、里親認定に関しても、議題として適否を検討いただくこととなります。前回は、この分科会としてどうしてこういう審議を行うのか、というご発言があったかと思いますが、正しい理解ではないかもしれませんが、里子さん側の立場からしますと、どういう里親さんをお願いするか、また見ていただくかということについては、大変人権に関わる重要なことでございますので、それを考えて里親さんとして適格か、それなりの委員会で審議するという制度になっており、その委員会が本分科会となっているということでございます。

というわけで、本日ここでまた適否に関してご判断いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。充実した審議をしていただきますよう、ご協力をお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございました。

議題 里親認定の適否について【非公開】

報告事項 （１）里親の登録更新について【非公開】

報告事項 （２）里親の辞退について【非公開】

報告事項 （３）処遇検討部会の開催状況について【非公開】

報告事項 （４）児童福祉専門分科会（仮称）設置認可部会の新設について

太田会長： では、続きまして、報告事項４のほうに進みたいと思います。

児童福祉専門分科会（仮称）設置認可部会の新設についてでございます。では、また事務局からご説明をお願いいたします。

齊藤課長： こども企画課の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。資料５の児童福祉専門分科会（仮称）設置認可部会の新設についてをご覧いただきたいと思います。

昨年７月の社会福祉審議会におきまして、概要につきましては、ご説明をしているところでございますが、改正時期など未定となっております点もございましたので、改めて説明させていただきます。

改正が必要となった理由について申し上げますと、いわゆる子ども・子育て支援制度に伴う関係法令の改正によりまして、児童福祉審議会、本市の場合では、社会福祉審議会の当分科会、児童福祉専門分科会ということになります。施設の設置認可に当たりまして、意見聴取が義務づけられた項目がございます。その項目につきましては、ご覧の資料の右上の四角の囲みの中に記載してございます。ご覧いただきたいと思います。

こちらに記載がありますように、まず１点目としまして、新制度施行に伴う児童福祉法の改正によりまして、保育所の設置認可をしようとするときは、あらかじめ社会福祉審議会の当分科会の意見聴取が義務づけられます。

２点目としまして、地域型保育事業の認可についてです。地域型保育事業というのは、家庭的保育事業、これ保育ママに類似した事業ですが、それと定員２０人未満の小規模保育事業など、新制度ではこれらの事業が市町村認可事業とされまして、この認可に際しても、当分科会からの意見聴取が義務づけられます。

３点目としまして、新幼保連携型認定こども園の認可についてです。現在、認定こども園につきましては、都道府県が認定を行っておりますけれども、今回の認定こども園法の改正によりまして、新幼保連携型認定こども園につま

しては、政令市、千葉市の認可業務とされまして、こちらも合議制の機関での意見聴取が義務づけられます。

これらの意見聴取を行うために、当分科会の下に新たに仮称ですが、設置認可部会を設置するというものです。資料では中ほどの真ん中の四角の（仮称）設置認可部会の網掛けがございます。その部分でございます。これら３点の新たな業務は、（仮称）設置認可部会の意見を事業内容に反映させることができるように、計画段階で実施する必要がありますけれども、意見聴取する内容というのは、この資料の下段の左にありますように、千葉市社会福祉法人設立等審査委員会の児童福祉部会で、現在所管をしております、保育所等の整備事業者の選定などを行っております、その内容と同様でございます。

したがいまして、同様の業務を二つの審査機関で行うということは非効率的ということでもありますので、千葉市社会福祉法人設立等審査委員会、児童福祉部会の業務のうちの保育所の整備事業者の選定業務を新たな設置認可部会に移行させることといたします。

それで、児童養護施設など、その保育所以外の児童福祉施設の整備事業者の選定、それや社会福祉法人の設立にかかる審査など、これについては今やっているわけですが、法改正後も引き続いて千葉市社会福祉法人設立等審査委員会の児童福祉部会で引き続き担うことも可能なのですけれども、効率化の観点から、図で示しましたとおり、こちらの業務も今回合わせて（仮称）設置認可部会に移行しようというものでございます。

開始につきましては、平成26年９月１日を予定しております。

太田会長： 説明については以上でございます。

よろしいでしょうか。制度の変更に伴いまして、従来あった設置認可をするような部会をちょっと組織を変えて、本分科会に関してはぶら下がりの部会がもう一つ加わるという形で、全体的に整合を図るというようなことでございます。

畠山委員： これ単に報告事項ですから、要望なんですけれども、この設置認可部会、幼稚園は今千葉県の管轄になっているんですが、幼稚園の許認可なんかですと、私学審議会で決まるんですよね。委員の構成は幼稚園の人が中学校、高校、大学のそれぞれが経営した経験のある人が委員に入っているんですが、現在の社

会福祉法人設立等審査委員会には、そういった経験者というのはほとんど入っていないんじゃないかと思います。県と市の考え方の違いかもしれませんが、委員の構成として、第三者の弁護士とか公認会計士とか、そういう方を入れることも大事だと思いますけれども、今後例えば需給調整をされてくると思うので、やはり業界でずっと携わった人たちを委員の構成に加えることについてぜひご検討いただきたいなと思います。

以上です。

太田会長： こども園化に関わって幼稚園も実際関わってくるので、そういうご要望ということでした。

畠山委員： もう1点、施設の許認可の権限について、認定こども園の幼保連携型は市で認可をし、幼稚園型の認定こども園は県で認可をする。この辺のところもぜひ市議会でも意見書が採択されていますので、両方とも市で行われるように、整合性をもって対応できるようにぜひご検討いただきたい。

私どもの業界団体でも、この間、下村文部大臣にお会いして、この辺のところは市に移管するように陳情していますけれども、千葉市の方も、総務省に政令指定都市全体で行政として移管を要請しているようなこともあるようですから、そうなるように頑張りたいなと。これは全て要望です。

太田会長： 認定に関わるいろいろな主団体に関して、公正に委員を選んでいただいたらどうかという要望でしょうかね。

その他ございますでしょうか。

山崎委員さん、お願いします。

山崎委員： いわゆる保育所、保育園は今まで施設認可は千葉市がどんな保育所であれ持っていましたよね。法人認可もこれは一緒というふうに考えていいんですか。これから法人と認可も一緒にここでやるということで、その確認だけしておきたいのですけど。

齊藤課長： これまで、現在も保育所の施設認可、それと法人の認可、両方とも社会福祉法人等設立審査委員会の児童部会で行っております。市が認可するその事前の審査ということで、認可をしています。

太田会長： その他、ございますでしょうか。

松坂委員： これは新設、移行されて分科会ができるわけですけど、これは、議員とか職

員さんが設置に関する部会や専門分科会にはメンバーとして入ることになるんですか。基本的に専門家の方々だけですか。

川上局長： 外部委員だけです。

松坂委員： わかりました。

太田会長： その他ございますでしょうか。

それではいろいろ意見いただきましたけれども、新設についてご意見をいただいたということにさせていただきます。

報告事項 (5)「(仮称) 千葉市こどもプラン」の策定について

太田会長： それでは報告事項、最後になるかと思いますが、5番、「(仮称) 千葉市こどもプラン」の策定についてに移りたいと思います。これにつきましても事務局からまたご説明をお願いします。

齊藤課長： それでは資料の6をお願いいたします。現在、こども未来局におきましては、平成22年度から平成26年度を計画期間といたします、「千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画」に基づきまして、施策の展開をしているところでございます。平成27年度以降につきましては、こども未来局で所掌する事業などを中心とした全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を体系的、総合的に推進する計画といたしまして、「(仮称) 千葉市こどもプラン」を策定することといたしました。

まず(1)の計画策定の背景についてですが、平成15年7月に制定されました、次世代育成支援対策推進法におきまして、全ての地方公共団体に次世代育成のための行動計画の策定が義務づけられたことによりまして、本市におきましても、平成17年3月に、平成17年度から平成21年度を計画期間とする「千葉市次世代育成支援行動計画・前期計画」を策定いたしました。その前期計画の進捗状況や市民へのアンケート結果等を踏まえまして、平成22年3月に平成22年度から平成26年度を計画期間とする「千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画」を策定いたしまして、現在、この計画に基づき施策展開しているところでございます。

その後、平成24年8月に策定されました、子ども・子育て支援法におきまして、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことに合わせまし

て、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定が義務から任意ということになりました。そして平成27年3月をもって「千葉市次世代育成支援行動計画の計画期間」が終了するということになります。

次に（２）計画期間についてですが、策定義務のあります「子ども・子育て支援事業計画」の策定期間が５年間であることによりまして、本計画についても平成27年4月1日から平成32年3月31日までの５年間といたします。

次に、（３）計画の趣旨ですが、「こどもプラン」は四つの計画を一体的に策定し、千葉市新基本計画を上位計画とする個別部門計画といたします。四つの計画ですが、まず子ども・子育て支援法におきまして策定が義務づけられています、「子ども・子育て支援事業計画」でございます。これは、認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブなど、教育・保育やさまざまな子ども・子育て支援について、量の見込み、提供体制の確保、実施時期等を定めるものでございます。小学生までの子どもと子育て世帯を対象とするものでございます。

次に、子ども・若者育成推進法におきまして、策定に努めることとされております、「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」でございます。これは、国が示しました「子ども・若者育成支援推進大綱」を勘案いたしまして、子ども・若者の育成支援について定めるものでございます。おおむね39歳までの子ども・若者を対象とするというものでございます。

次に、母子及び寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定めます、「ひとり親家庭自立支援計画」でございます。これは、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭を対象とするというものでございます。

次に、こどもの参画について、普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業などについて定めます、「こどもの参画推進計画」でございます。概ね小学校、中学校、高校生を対象といたします。

最後に（４）今後のスケジュールですが、この後7月ごろに、「子ども・若者健全育成及び支援に関するニーズ調査」を実施いたしまして、12月ごろまでに全体計画の素案を策定いたします。その後、平成27年1月ごろ、パブリックコメントを実施しまして、3月までに計画を策定するという予定であります。

なお、策定状況につきましては、必要に応じて当分科会、それと子ども・子

育て会議などにおきまして、審議をお願いしてございます。

説明は以上でございます。

太田会長： ありがとうございました。前回、この会議で、次世代育成支援行動計画の後期計画の進捗について協議いただいたと思いますけれども、それが来年度をもちまして終了ということで、また法制度が変わることもありまして、今、こういうような計画の原案で進めようというお考えだということのようでございます。

何か、この際ご要望等何かあれば、またご発言いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

松坂委員： 子どもの意見を聞くことも重要だというふうに考えていますが、これが直接施策に反映されることがあってはならないのかなというふうに思ってます。これについては、やはり未成年者含めた方々なわけでございます、しっかりと二元代表制の中、それからこういう審議会を含めて、我々がしっかり議論して施策を反映させていかなきゃいけないので、直接、子どもがこう言っているから、こういうことを来年度からやります、そういうような方向性にならないように、1回ワンクッション置いていただきたいなというふうに思ってます。

このこどもの参画というのは、どの程度まで踏み込むのかというのは大変難しい問題だというふうに思ってますので、そこを節度ある形でお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

太田会長： 今後、選挙権の行方もあります。幼児の意見と学童の意見と中学生の意見、いろいろ層によって受けとめ方が違うということになりますね。

その他、ご意見、ご要望おありになればと思います。

畠山委員： 先ほどの報告事項についてなんですが、教えてほしいのですけれども、千葉市社会福祉法人設立等審査委員会が、資料5の図で見ますと、別に老人ホームとか、高齢者対象の専門分科会ができて、本分科会の下にできる設置認可部会というのは、1、2、3のところの審議をする機関なんではないでしょうか。老人ホームとか、そういったものを対象とする社会福祉法人の設立認可は新しくできる専門分科会でやるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

齊藤課長： 今おっしゃられたとおりでございます。

太田会長： 大きな区分はそういうことでございます。

戻りまして、千葉市こどもプラン策定についてはご意見、ご要望よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

平成26年度で終了ということで、この分科会で、こういう進捗だったという、評価をまとめた報告があるかと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、報告事項、終わりということでございます。

その他

太田会長： その他に移ります。事務局からご何かございますでしょうか。

齊藤課長： 今後のスケジュールにつきまして、説明させていただきます。

平成26年度は、今のところ、5月、8月、12月と3月に開催する予定でございます。あくまでも現時点での予定でございますので、今後、変更する場合がありますが、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

日程調整等に当たりましては、また改めてご連絡させていただきます。

なお、議題といたしましては、子ども・子育て支援制度に向けた認可基準や、運営基準等の制定につきまして、また「夢はぐくむ ちば こどもプラン」の平成25年度の進捗状況などを予定しております。

本年度につきましては、本日の会議をもちまして児童福祉専門分科会は終了となります。1年間大変お疲れさまでございました。

今年度は、里親認定の適否の他、「夢はぐくむ ちば こどもプラン」の平成24年度の進捗状況」などに関しまして、ご審議をいただきました。本市の児童福祉の推進にご尽力を賜りましたこと、改めて感謝を申し上げる次第でございます。来年度も引き続きまして、皆様の専門的な知識に基づいたご意見を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

太田会長： ありがとうございました。

子ども子育て支援制度に関する条例は重要な案件でございますので、年度明けますと、ちょっと大きな話題になるかもしれません。

委員の方々から、その他のところで何かご意見、ご発言、ございますでしょうか。

今日は里親認定、大分お時間割いていただきありがとうございました。書類を整備いただくことはもちろんですが、我々がさらに理解を深め、掴みやすいような資料をご検討いただけますとありがたいなと思います。

その他ございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、私の議事進行を終わりにさせていただきます。ご協力いただきましてまことにありがとうございます。

では、最後事務局にお返しいたします。

司 会： 長時間のご審議ありがとうございました。

終わりに当たりまして連絡事項が2点ございます。まず1点目は、冒頭でも申しましたとおり、今日お配りした資料の中に個人情報があるものがございます。具体的には資料1から4と、先ほどの里親会の資料、これは机の上に置いたままお帰りいただきたいと思います。

それからもう1点でございますが、本日の報酬でございますが、いつもの手筈ととちょっと前後いたしまして申しわけございません。お受け取りいただきになりましてお帰りいただきたいと思います。以上2点でございます。

それでは、以上をもちまして、平成25年度第2回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上